

茨木市人権三島地域協議会アルバイト職員給与規定

(目的)

この規定は、茨木市人権三島地域協議会におけるアルバイト職員の給与の取り扱いについて定めるものとする

(給与の種類)

給与は、1時間当たり、以下の時間給とする。

1. 時間給は 1,200 円とする。
2. 時間給は大阪府の最低賃金を下回らないものとし、事業予算を勘案し決定する。

(給与計算期間と支払日)

給与は、当月1日から当月末31日までを給与計算期間とし翌月10日に支給する。支給日当日が休日にあたる場合は、その前日に支払う。また、最終年度は、3月末日までに支払う。

(手当等)

通勤手当(交通費)及び時間外手当のほか手当は支給しないものとする。

(その他)

この規定に定めることのほか、また、予期しない事柄が発生した場合は、アルバイト職員及び当会は双方誠意ある対応及び協議すること。

この規定は、2021年4月から適用する